

令和4年度
国際科学技術コンテスト支援
支援対象コンテスト募集のご案内
【募集要項】

本募集は令和4年度政府予算の成立を前提としており、
予算の成立状況によっては実施スケジュール・実施内容等の
変更・調整が必要となる場合があります。



令和3年12月

本募集要項は以下からダウンロードできます。

<https://www.jst.go.jp/cpse/contest/student/shien/kobo.html>

< 目次 >

募集要項における用語説明	1
Ⅰ. 趣旨	2
Ⅱ. 募集の詳細	2
1. 募集・選定スケジュール	2
2. 応募要件	2
3. 実施期間（支援対象期間）	2
4. 企画の内容	3
Ⅲ. 応募の詳細	5
1. 応募可能な期間	5
2. 応募者	5
3. 応募方法	5
4. 応募時の留意事項	6
Ⅳ. 選定について	6
1. 選定方法	6
2. 審査の手続き	6
3. 結果の通知・公表	6
4. 採択予定件数	7
Ⅴ. 審査の観点	7
1. コンテスト種別①「科学オリンピック」および③「課題研究コンテスト」	7
2. コンテスト種別②「科学オリンピック（国際大会・日本開催）」	8
Ⅵ. 実施上の留意事項など	9
1. 採択後の手続き・報告など	9
2. 採択された実施機関の責務等	10
3. その他	11
4. お問い合わせ先	11
（参考）支援対象となる経費	13
1. はじめに	13
2. 直接経費	13
3. 一般管理費	15
4. 支援対象外となる経費	15

募集要項における用語説明

企画	本プログラムの趣旨に沿って応募する機関が立案した計画であり、応募・実施の単位
実施機関	企画の立案・実施主体として応募し採択された、企画の実施責任を負う機関
共同機関	実施機関と共同して企画を立案・実施する機関
連携機関	企画の実施にあたって、実施機関および共同機関に協力・連携する機関
中高生	本プログラムが対象とする、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の中学部および高等部、義務教育学校の後期課程に所属する生徒、ならびに高等専門学校に所属する第1～第3学年の学生、またはそれらの生徒、学生と同年代の者
取組	本プログラムの目的を達成するために、実施機関が企画の対象者（児童・生徒・学生・教員等）に対して行う大会・研修・講座・講演等、企画を構成する具体的な活動内容
参加者	実施機関または共同機関が実施する取組に参加し、次世代人材育成の対象となる中高生等
代表生徒	参加者のうち、国内大会を通じて選抜され、国際大会へ日本代表として参加する者
国内大会	取組のうち、代表生徒の選抜のために、実施機関が中心となり国内で開催する大会
国際大会	取組のうち、世界各国・地域から選抜された代表生徒が参加する世界大会であり、国内大会で選抜された代表生徒が参加する大会、またはその世界大会に付随して開催される地域大会（アジア大会、ヨーロッパ大会 等）
実施責任者	実施機関に所属し、企画の立案、実施に関し全責任を負う者（理事長等）
実施主担当者	実施機関に所属し、企画および取組の検討・立案・決定・遂行等に関与し、中心的に実施する者

I. 趣旨

「国際科学技術コンテスト支援」は、科学技術イノベーションの創出に挑みかつグローバルに活躍するための、優れた理数系能力と国際感覚を持つ科学技術人材を育成することを目的としたプログラムです。多くの生徒が目標とするに相応しい認知度および規模等を備えた、世界最高水準の国際大会に繋がる国内大会の開催を通して、中高生の学習機会の充実、興味・関心や目標意識、意欲・能力の向上を図るとともに、国際大会で活躍することを目指して、高度な研修や切磋琢磨する機会を提供し、その意欲・能力をさらに伸ばしていく取組を推進します。また、取組の中で得られた理数系教育に関する先進的な知見や人材育成手法を広く普及し、社会全体へ効果を還元することも目的としており、参加プロセスにおける各種研鑽を通じた中高生の意欲・能力の伸長と、活躍状況や成果の外部発信による社会への波及効果の両面で最大の効果が期待できる理数系コンテストを対象とします。

本プログラムの目的に合う取組を効果的に実施できる理数系コンテストの企画を広く募集し、採択された企画には目的達成のための取組推進に関する経費の一部を支援金額として負担します。

II. 募集の詳細

1. 募集・選定スケジュール

企画の募集	令和3年12月23日～令和4年2月1日正午（厳守）
書類・面接審査	令和4年2月上旬～3月上旬 ※書類審査を通過した機関に面接審査の連絡を行います。 ※日付の指定はできません
採択結果の通知・公表	令和4年3月中旬

2. 応募要件

世界各国・地域から選抜された代表生徒が参加する国際科学技術コンテストへの参加または開催、および代表生徒を選抜するための国内大会の開催、ならびにそれらに係る広報普及活動等に関して中心的な役割を担い、企画の運営全体に責任を持つ日本国内の機関からの応募を受け付けます。

3. 実施期間（支援対象期間）

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの最大5年間

※最大5年間とし、年度ごとに単年度の実施協定を締結します。

※科学技術振興機構（以下、「JST」という。）内に設置され、外部の有識者をもって組織する国際科学技術コンテスト支援推進委員会（以下、「推進委員会」という。）による評価や、各年度のJST予算の成立状況により、実施期間が変更になる場合があります。

4. 企画の内容

(1) コンテスト種別

世界各国・地域から参加者が集まる国際大会への参加に向けた、中高生を主たる対象とする科学技術コンテストを条件として、以下のいずれかに該当する企画が支援対象となります。

①科学オリンピック

中等教育課程における教科科目を題材とし、生徒への研鑽および社会への波及効果を備えた理数系コンテストで、国際大会として国際科学オリンピックへ参加するもの

②科学オリンピック（国際大会・日本開催）

日本に誘致した①で支援対象となる国際科学オリンピック（国際大会）で、日本国内での開催を主催するもの

③課題研究コンテスト

中高生が行う課題研究を題材としたコンテストであり、国際大会として国際学生科学技術フェア（Regeneron ISEF）へ参加するもの

※上記①、③については、実施機関が国内大会の開催から国際大会への参加までの一連の活動を実施する企画であり、国内大会については全国的に募集が行われること。

※上記②については、令和9年度以降の開催を予定しているものであって、本支援期間中に実施する開催準備の支援を希望する場合も、本公募の募集対象となります。

※一つの機関が複数の企画を応募する場合は、それぞれ別個の企画として応募すること。（例：「科学オリンピック」1件と「科学オリンピック（国際大会・日本開催）」1件を同一の機関が実施する場合は、別個の企画としてそれぞれの企画提案書等応募書類を準備し、計2件の応募とすること。）

(2) 支援金額

- ・各年度の支援上限額は、採択された活動計画に対して、JSTの予算状況を基に「(3)企画の構成要素と要件」の範囲において、推進委員会での評価を踏まえ決定されます。
- ・①科学オリンピックの支援上限額の算定にあたっては、資金計画における総事業費の70%以内を基準とします。
- ・②科学オリンピック（国際大会・日本開催）の支援上限額の算定にあたっては、資金計画における総事業費の50%以内とします。
- ・③課題研究コンテストに関しては、国際大会への参加生徒1名につき60万円以内とし、参加生徒数を乗じた金額を支援上限額とします。

※支援金額には一般管理費を含めます。詳しくは「(参考) 支援対象となる経費」を参照してください。

※過去にJSTからの支援実績がある場合は、その支援実績額も参考とします。

※企画提案書における支援金額は、実施内容に応じて年度ごとに増減させて提案することが可能です。

(3) 企画の構成要素と要件

コンテスト種別	主な構成要素
①科学オリンピック	i. 国際大会参加、ii. 国内大会開催、 iii. 広報普及活動、iv. 実施体制・財務基盤強化、成果把握
②科学オリンピック (国際大会・日本開催)	v. 国際大会・日本開催
③課題研究コンテスト	①科学オリンピックと同様 (ただし、支援対象はi. 国際大会参加に要する経費としま す)

各構成要素の内容と要件は以下に記載されたとおりです。構成要素が不足している提案、構成要素の要件を満たしていない提案に関しては、審査の対象外となる可能性があるためご注意ください。なお、審査内容を「V. 審査の観点」に記載していますので、企画立案にあたっては必ず参照してください。

i. 国際大会参加

- ・世界各国・地域から選抜された代表生徒が参加する国際大会（国際大会に付随する地域大会（例：アジア大会、ヨーロッパ大会 等）を含む）へ参加すること。
- ・参加にあたっては、選抜された代表生徒または代表生徒候補に対して、能力の伸長を図る学習・研修の機会を提供すること。
- ・国際大会に参加する際は、安全・着実な参加が可能となる随行およびバックアップの体制を構築すること。

ii. 国内大会開催

- ・広く中高生が挑戦し切磋琢磨するとともに、優れた中高生を見いだす場として、国内大会の開催を行うこと。
- ・科学技術に関する知識を競うのみでなく、論理的思考力や学際的な問題解決能力、課題探求能力を競う大会であること。
- ・全国的な募集を行うとともに、多段階での選抜を実施することにより、理数系能力に優れかつ国際感覚を持つ代表生徒が適切に選抜される大会とすること。
- ・自然災害や感染症等への対策を講じること。

iii. 広報普及活動

- ・活動計画において国内大会参加者数の見込み、目標を提示し、それを達成するための広報普及活動を計画し実行すること。
- ・参加者の裾野拡大、特に女子生徒の参加拡大を実現する効果的な活動を行うこと。
- ・企画の実施を通じて得られた、理数教育に関する先端的な知見や人材育成手法等の成果を普及する活動を行うこと。
- ・社会一般に対してもコンテストの意義・価値・実施体制・実施結果や成果を広報することにより、参加者が評価される環境の形成、産業界等の多様な主体の協力の獲得を図ること。

iv. 実施体制・財務基盤強化、成果把握

- ・企画の安定的・持続的な実施に向けて、必要な実施体制の構築、活動の効率化、多様な資金源の確保、大学、産業界、他のコンテスト等との協働関係の拡充を図ること。
- ・本プログラムの目的である優れた科学技術人材の育成への寄与に関して、代表生徒の進路調査等の成果把握を継続的に実施すること。

v. 国際大会・日本開催

- ・世界の各国・地域から選抜された代表生徒が参加する国際科学オリンピックを開催すること。
- ・各国・地域から優秀な代表生徒や指導者が集う機会を活用し、代表生徒間のネットワーク形成や指導者間のノウハウ共有等に資する交流機会等を設けること。
- ・自然災害や感染症等への対策を講じること。

III. 応募の詳細

1. 応募可能な期間

「II. 1. 募集・選定スケジュール」を参照してください。

2. 応募者

本プログラムの応募者は、実施責任者としてください。

3. 応募方法

- ・以下のWEBサイトから提案書をダウンロードし作成してください。

<https://www.jst.go.jp/cpse/contest/student/shien/kobo.html>

- ・企画提案書類を作成後、以下のメールアドレスに応募の旨をご連絡ください。

連絡先メールアドレス is-cont [AT] jst.go.jp

※上記の" [AT] "を"@"に置き換えて利用すること。

- ・ご連絡の際に利用したメールアドレスへ、企画提案書類のアップロードに関する情報を返信いたします。返信メールの内容に沿って、企画提案書類をアップロードしてください。

※JST は、企画提案書類のアップロード後 3 営業日以内（募集最終日は当日中まで）に受理確認メールを送付します。この受理確認メールをもって応募手続完了とします。受理確認メールが届かない場合は、「VI. 4. お問い合わせ先」までご連絡ください。

【ご注意】

「II. 募集の詳細 1. 募集・選定スケジュール」に記載された企画の募集期間中に応募手続きを完了してください。期限を過ぎた応募については受理いたしません。十分に余裕のあるスケジュールで応募手続きを行ってください。

4. 応募時の留意事項

- (1) 応募内容および企画提案書の記載内容が、本募集要項に記載の要件に合致していない場合や、虚偽の内容が記載されていた場合等には、当該応募を審査の対象外とします。採択後にこれらが発覚した場合には、採択の取り消しや実施の中止、経費の返還等を含めた必要な措置を講じます。
- (2) 本プログラムの支援対象として認められる経費は末尾「(参考) 支援対象となる経費」に記載のとおりです。企画提案時の資金計画に支援対象外の経費が計上されていた場合、採択金額が応募時の積算より減額となる可能性があります。
- (3) 審査結果によっては、企画内容や経費の調整等、採択の条件を付す場合があります。
- (4) 本募集は各年度政府予算の成立を前提としており、予算の成立状況によっては実施スケジュール・実施内容等、変更・調整が必要となる場合があります。
- (5) 支援期間中、政府の科学技術政策動向等の影響により、採択企画において実施機関へ新たな取組の提案を募る場合があります。また、それに伴い、支援対象範囲および支援金額が変更される可能性があります。

IV. 選定について

選定スケジュールについては、「Ⅱ. 1. 募集・選定スケジュール」を参照してください。

1. 選定方法

推進委員会が書面審査、面接審査の二段階により審査を行い、その結果に基づいて JST が採択機関を決定します。

2. 審査の手続き

(1) 書面審査の実施

提出された提案書に基づき審査を行います。なお、書面審査にあたり、追加資料の提出を求める場合があります。

(2) 書面審査結果の通知

書面審査の結果、面接審査の対象となった企画については、面接審査の要領、日程、追加で提出を求める資料等を実施責任者宛に通知します。

(3) 面接審査の実施

面接審査では、提案者が推進委員会に対して提案企画の内容を説明します（質疑応答を含めて 30 分程度を予定）。面接審査に欠席した場合は、応募の辞退とみなします。

1 応募につき、最大 3 名まで出席可能とします。なお、面接審査はオンライン等で実施する場合があります。

3. 結果の通知・公表

選定の結果は、採否にかかわらず、応募した機関宛に文書で通知します。また、採択された機関については、本プログラムの Web サイト (<https://www.jst.go.jp/cpse/contest/>) でも公表します。

4. 採択予定件数

採択件数は本プログラム全体で 10 件程度です。ただし、応募数や企画の実施規模等により変動する場合があります。

V. 審査の観点

「2. 応募要件」を満たした機関による、「4. 企画の内容(1) コンテスト種別」に該当する企画に対して審査が実施されます。

各コンテスト種別における審査の観点は以下のとおりです。

1. コンテスト種別①「科学オリンピック」および③「課題研究コンテスト」

(1) 目的・目標

- ・企画を行う目的、達成目標およびその背景が具体的に示されているか。また、それらは本プログラムの趣旨と合致しているか。
- ・企画の実施によってどのような効果がもたらされるかが具体的に想定されているか。また、その内容が本プログラムの趣旨と合致するか。
- ・実施期間中における達成目標が、これまでの活動実績を踏まえた積極的かつ適切な内容となっているか。また、その検証方法が設定されているか。

(2) 国際大会参加

- ・参加する国際大会の実施内容、これまでの開催実績、各国・地域からの参加規模等から、当該分野における中高生を主な対象とした世界最高水準の国際大会として評価できるか。
- ・選抜された代表生徒に対する研修等、能力伸長や意欲喚起の機会提供に関して具体的に示され、その内容は国際大会での活躍を目指すにあたり充実した内容であるか。また、WEB 会議システム等を利用して会場を設けずに実施する場合、講師と代表生徒あるいは代表生徒間のコミュニケーションが活発になるような工夫がなされているか。
- ・メンターの配置等、大会の規則の下で代表生徒の実力が十分に発揮されるよう適切な手立てが講じられているか。
- ・参加生徒の海外渡航にあたって、安全・着実な参加に関する随行、バックアップ体制が十分であるか。

(3) 国内大会開催

- ・開催する国内大会について、規模や実施内容が国際大会に参加する代表生徒を選抜する場として相応しい水準となっているか。また、全国的に募集を行う等、挑戦の門戸が広く開かれたものとなっているか。
- ・国内大会を通じてどのような資質・能力を持った中高生を選抜・顕彰していくかが、明確に定義されているか。また、試験・競技の内容（作問等）や審査・選抜方法等に十分な工夫や配慮がなされた、質の高い競争的な競技環境が作られているか。さらにこれらは参加する国際大会の理念やルールに準拠した内容となっているか。
- ・選抜のプロセスにおいて参加者への研修や交流等の機会が設定され、その内容は本プログラムの趣旨を踏まえ、効果的な取組であるか。また、WEB 会議システム等を利用して会場を設けずに実施する場合、講師と参加者あるいは参加者間のコミュニケーションが活発になるような工夫がな

されているか。

- ・成績上位者の顕彰に加えて地域別表彰や指導者表彰の制度を設ける、試験結果や審査結果のフィードバックの機会を提供する等、参加者や指導者の意欲喚起の工夫がなされているか。
- ・自然災害や感染症への対策が実効性のある具体的な内容であるか。
- ・科学オリンピックにおいては、優れた中高生の選抜・顕彰に加えて、当該分野への興味や学習意欲の喚起にも配慮した大会構成となっているか。
- ・課題研究コンテストにおいては、国際大会の評価基準や国際ルールの内容を参加者や指導者へ事前に周知する等、応募作品の質の向上に向けた工夫がなされているか。

(4) 広報普及活動

- ・国内大会参加者数の見込み、目標に対して、提案された活動計画は具体的かつ有効であるか。
- ・女子参加者の拡大に向けて、具体的な取組が提案されているか。また、その取組は本プログラムの趣旨に照らして有効であるか。
- ・企画の実施を通じて得られた、理数教育に関する先端的な知見や人材育成手法等の成果を普及する活動に関して、具体的な取組が提案されているか、また、その取組は本プログラムの趣旨に照らして有効であるか。
- ・社会一般へのコンテストの認知・訴求力向上に係る取組が具体的に提案されているか。また、その取組は本プログラムの趣旨に照らして有効であるか。
- ・実施体制に関する情報や参加者のアンケート結果等、運営および企画に関する情報公開を適切に実施しているか。

(5) 実施体制・財務基盤強化、成果把握

- ・企画を安定的・継続的に実施するために必要な実施体制が構築されているか。
- ・実施体制におけるジェンダーバランスが考慮されているか。また、コンテスト参加経験者との組織的・継続的な協力体制が構築されているか。
- ・提案された企画の実施内容に対する支援要望額は、多様な資金源の確保に向けた活動計画を踏まえて妥当な水準となっているか。加えて、経費が効率的・合理的で適切な執行が図られる等、費用対効果の高い計画となっているか。
- ・協働関係の拡充に関して具体的な活動計画が提案されているか。また、その活動計画はこれまでの運営実績を踏まえた上で、安定的かつ持続的な実施に向けた施策として充実した内容であるか。
- ・企画の成果把握に関して、直近の参加者の進学調査のみに留まらず、社会に出てどのような活躍をしているか等、具体的事例の継続的調査が企図されているか。また、その取組は企画の成果把握として十分な内容であるか。

2. コンテスト種別②「科学オリンピック（国際大会・日本開催）」

(1) 目的・目標

- ・企画を行う目的、達成目標およびその背景が具体的に示されているか。特に、国際大会を日本で開催することの意義、期待される効果が明確に示されているか。また、それらは本プログラムの趣旨と合致しているか。

(2) 国際大会・日本開催

- ・これまでの開催実績、各国・地域からの参加規模等から、当該分野における中高生を主な対象とした世界最高水準の国際大会として評価できるか。
- ・日本で開催する国際大会の実施内容は本プログラムの趣旨と照らして充実した内容であるか。
- ・自然災害や感染症への対策が実効性のある具体的な内容であるか。
- ・日本で開催することの意義・効果を最大化する観点から、効果的な事前広報や成果普及の取組が計画されているか。
- ・実施体制に関する情報や大会報告等、運営および企画に関する情報公開が適切に計画されているか。
- ・企画を実施するために必要な実施体制が構築されているか。
- ・実施体制におけるジェンダーバランスが考慮されているか。また、コンテスト参加経験者との組織的・継続的な協力体制が構築されているか。
- ・大学や教育委員会、関連学会等と連携する等、効率的かつ着実な実施が可能となる体制が構築されているか。
- ・開催年度までの各種準備のスケジュールが具体的に示されているか。また、開催スケジュールは、実施体制や業務計画を踏まえて妥当であるか。
- ・参加する国・地域数や生徒数等の大会の規模が、過年度の実績等を踏まえて妥当な水準で見積もられ、資金計画における必要経費の見積もりと齟齬がないか。
- ・必要以上の華やかな要素を廃する等、効率的で適切な経費執行が図られているか。企業協賛等、本プログラムによる支援以外の自己収入増加に向けた具体的な計画があるか。それらを踏まえて、支援上限額の範囲内に収まる妥当な水準の支援要望額となっているか。

VI. 実施上の留意事項等

1. 採択後の手続き・報告等

(1) 計画の策定

採択決定後、企画の具体的な計画内容（業務実施内容や予算等）を詳述した「業務計画書」を実施機関に作成していただきます。「業務計画書」は JST の承認を得て、確定とします。

なお、採択後において、やむを得ない事情により提案内容に応じた実施が適切に行えないような事態が発生した際には、必ず JST へ連絡し、指示を受けてください。適切な連絡がない場合、支援金の返還等を求めることがありますので注意してください。

(2) 実施協定の締結

「業務計画書」の確定後、JST と実施機関との間で、本プログラムの実施にあたっての合意事項を定めた実施協定を毎年度締結します。原則として実施協定の締結日より企画の開始（経費の執行を含む）が可能となります。

(3) 実施期間中の手続きおよび経費の執行について

実施協定に基づき、企画の実施に必要な経費の一部を負担対象費用として実施機関に支払います。この負担対象費用は国費を財源としていることから、実施機関には適正かつ柔軟な業務推進と厳格な経理処理が求められます。

また、企画の実施にあたっては、本プログラムの必要な手続きやルールが示されている「事務処

理要領」に従う必要があります。ルールを逸脱した経費執行は、負担対象費用として認められない場合があるためご注意ください。

なお、支援対象となる経費は、企画の実施に直接的に必要となる直接経費、および一般管理費です。詳細は、「(参考) 支援対象となる経費」を参照ください。

(4) 成果報告等

下記の報告書等について、別途指示する期日までに提出する必要があります。

- (i) 企画の実施報告や効果検証結果等を記載した、毎年度末に提出する業務成果報告書
- (ii) その他、JST が別途指示する報告書等

(5) アンケート調査等

本プログラムの成果、効果等を把握して今後のプログラムに活かす観点から、実施機関は JST が指定する対象者および項目にてアンケート調査等を必ず実施し、その集計結果を報告する必要があります。また、JST から実施機関に対し、実施期間および終了後において、代表生徒の進路追跡調査や参加者の意識調査等を依頼することがあります。この調査の結果は、個人情報を除き公開することがありますので、参加者および関係者に対しては、この旨を周知して了解を得てください。

(6) 実施内容の公表

広報普及活動やマスメディア等（テレビ、新聞、雑誌、インターネット等）の取材により企画の実施内容を公表する場合は、本プログラムの支援を受けている旨を明示してください。

(7) その他

支援対象となるコンテストの運営委員会、審査委員会等に JST もしくは JST が指定する人員がオブザーバーとして参加する機会を依頼した場合は協力をお願いします。

本プログラムの関係者間における情報交換、成果報告等を目的とした連絡協議会や、メディア、教育関係者に向けた成果の周知のための記者説明会、セミナー、シンポジウム等、本プログラムに関係する各種イベントを開催する場合は参加、協力をお願いします。

2. 採択された実施機関の責務等

(1) 法令・実施協定等の遵守

企画の実施にあたっては、法令、実施協定等を遵守し、継続性の観点からも公平性・透明性に留意しつつ、責任を持って適切に遂行してください。

(2) 参加者の個人情報の取り扱い

企画への参加者の個人情報の取り扱いに関しては、本人の同意に基づかない目的外使用等が行われないように厳格に管理を行ってください。

(3) 安全・衛生管理の徹底

実施機関または共同機関の規定を適用してください。なお、連携機関の規定が、実施機関の規定よりも厳しい場合に限り、連携機関の規定に則ることも可能です。

(4)本プログラムにおける生命倫理の遵守

実施機関は、本プログラムの企画に以下の内容を含む場合、いずれの場所の実施においても、実施機関が実施する研究と同等とみなして、実施機関等の規程に則ってください。なお、共同機関・連携機関の生命倫理の遵守に関する規程が、実施機関の規程よりも厳しい場合に限り、共同機関・連携機関の規程に則ることも可能ですが、その責任は実施機関が一義的に負うものとします。

- 1 相手方の同意・協力を必要とする取組や個人情報の取扱いに配慮を必要とする内容が含まれる場合（ヒト遺伝子等に関わる実験、等）
- 2 動物愛護に関わる内容が含まれる場合（哺乳類や爬虫類等の動物実験等）
- 3 その他、実施機関等における通常の研究活動等において、法令等に基づく手続きが必要な内容と同等の内容が含まれる場合（遺伝子組み換え生物等の使用・作成等）

(5)その他

- ・実施機関は JST による実施活動ヒアリング並びに支援金額の経理調査および日本政府の会計検査等に対応する義務があります。
- ・支援期間中、本プログラムの推進のために JST が必要に応じて行う依頼や指示に対応する必要があります。

3. その他

- (1) 応募内容は、応募者の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 59 号）その他の観点から、選考以外の目的に使用しません。応募内容に関する秘密は厳守いたします。

詳しくは以下の web サイトを参照ください。

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=415AC0000000059>

- (2) 採択された個々の企画に関する情報（採択機関名、企画名、実施責任者名、実施主担当者名、連絡先および予算額）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。また、本プログラムのために使用するとともに JST が推進する各種事業情報のご案内に使用する場合があります。
- (3) 本プログラムにおいて、JST からの支援金を他の用途に使用したり、支出する際に付した条件に違反したり、あるいは不正な手段を用いて受給する等、本プログラムの趣旨に反する不正な使用等が行われた場合には、当該企画に関して、中止、支援金の全部または一部の返還の措置を取ることがあります。また、支援金の不正な使用等を行った実施主担当者等（共謀した者、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した者等を含む）に対して、国または独立行政法人が運用する資金制度等への応募資格を制限する場合があります。
- (4) 不採択となった応募機関が、独自予算でコンテストを実施し、JST が企画の公共性が高い内容と判断する場合、応募機関の希望により JST が後援することが可能です。ただし、JST は実施経費の費用負担は行いません。

4. お問い合わせ先

国立研究開発法人科学技術振興機構 理数学習推進部才能育成グループ

TEL. 048-226-5665、FAX. 048-226-5684

メールアドレス : is-cont [AT] jst. go. jp

※上記の” [AT] ”を”@”に置き換えてご利用ください。

(参考) 支援対象となる経費

1. はじめに

本プログラムを実施するにあたり、JST は実施機関との間で、企画の実施を約した実施協定を締結し、企画の実施に必要な費用を負担対象費用として実施機関にお支払いいたします。負担対象費用は企画の実施に対する反対給付（対価）であり、補助金や助成金等の反対給付のない助成的性格を有した資金ではありません。

この負担対象費用は国費を財源としていることから、実施機関は事務処理要領に定めたルールや手続き等に従い、負担対象費用を適正に執行管理する必要があります。また、以下に示す目的性、経済性、効率性、有効性、合規性、正確性の観点に留意して、実施協定書および事務処理要領に基づき、適正かつ柔軟な業務推進と厳格な経理処理を行うことが求められます。

なお、支援対象となる経費は、企画の実施に直接的に必要な直接経費、および一般管理費です。

●合目的性	プログラムの目的・趣旨に則り、業務計画書に基づいて企画を実施しているか。また企画に必要な経費を執行しているか。
●経済性	企画の実施および予算の執行をより少ない費用（より低コスト）で実施しているか。
●効率性	企画の実施に際し、費用との対比で最大限の成果を得ているか。（費用対効果はどうか。）
●有効性	企画の実施および予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか。
●合規性	実施機関の規程類、実施協定書および事務処理要領に基づき、経理処理等がなされているか。
●正確性	経理処理等が正確に行われているか。報告書類が正確に作成されているか。

2. 直接経費

直接経費とは実施機関が本件業務を実施するために直接的に必要なもので、計画時において積算ができ、かつ精算時にその内訳を示すことができる経費です。「物品費」、「人件費・謝金」、「旅費」、「その他」の4つの費目で構成されます。

実施機関における予算管理は、実施機関の予算区分に従って処理することに差し支えありませんが、JST への提出書類および証拠書類の編綴は、当該予算費目に従う必要があります。

<例>実施機関で学生アルバイトを雇用する場合、実施機関の予算区分は「人件費」として経理処理した場合でも、JST に報告する際は、「謝金」に計上する必要があります。

各費目の内容および支出例は、以下のとおりです。

費目	種別	内容および支出例
物品費	設備備品費	取得価額が20万円以上かつ使用可能期間が1年以上の設備備品、ソフトウェア（既製品）原則として企画提案書において合理的な理由等が詳述され、承認されたもののみ、執行することができます。
	消耗品費	取得価額が20万円未満または使用可能期間が1年未満の備品、研究用試薬・材料等の消耗品、ソフトウェア（既製品）、書籍、感染症対策用消耗品等

人件費・謝金	人件費	(1) 本件業務に直接従事し、主体的に本件業務を担当する者に対する人件費 ①実施機関が直接雇用した者の人件費（有給休暇等を含む）および法定福利費、通勤手当、住宅手当、扶養手当、勤務地手当、退職手当等 ②実施機関外の機関からの出向者の給与負担金等 (2) 本件業務に直接従事し、事務補助作業を行う者に対する人件費 ①事務補佐員、事務補助員
	謝金	本件業務の実施に必要な知識、情報、技術または役務の提供等を行う者に対する謝金 ①会議、講演会、シンポジウム等に参加する外部委員等に対する謝金 ②講義、講演、原稿の執筆、研究指導等を行う外部専門家等に対する謝金 ③実験補助等を行うティーチングアシスタント（TA）に対する謝金 ④学生等への労務による作業代 等
旅費	旅費	国内旅費・外国旅費・外国人等招聘旅費（旅行代理店等による一括手配を含む）
その他	外注費（雑役務費）	実施機関が直接実施することができないものまたは適当でないものについて、他の事業者を外注するために必要な費用（役務・請負契約） ①負担対象費用で購入した物品の保守料 ②ホームページ作成費用 ③貸切バスチャーター費用 ④ソフトウェア外注制作費用 ⑤オンライン試験システム外注制作費用 等
	印刷製本費	パンフレット・リーフレット・ポスター、広報用の印刷物、業務成果報告書等を作製するための印刷・製本に要する費用
	会議費	会議・講演会・シンポジウム等に要する費用（会場借料、機器借料、付属設備利用料等）
	通信運搬費	運搬費用、郵便料、データ通信費用
	光熱水料	電気、ガス、水道等の使用料
	その他（諸経費）	外注費（雑役務費）、印刷製本費、会議費、通信運搬費、光熱水料のいずれにも該当しない費用 ①物品等のレンタル、リース、ソフトウェアライセンス費用および保守料 ②保険料（傷害保険、賠償保険等） ③学会参加費等

	消費税相当額	<p>課税事業者において、直接経費のうち、下記に相当する留保額</p> <p>(1) 不・非課税取引額の 10%</p> <p>＜不・非課税取引の例＞</p> <p>① 人件費（派遣労務費・通勤手当等除く）</p> <p>② 外国旅費・外国人等招聘旅費のうち支度料や国内分の旅費を除いた額</p> <p>③ 保険料</p> <p>④ 謝金（事業として対価を得て行われるものを除く）等</p> <p>(2) 課税取引額（軽減税率 8%）に対する差額 2%</p> <p>受け取った消費税（10%）－支払った消費税（8%）</p>
--	--------	---

3. 一般管理費

直接経費に対して一定比率で手当され、本件業務の実施に伴う管理費用等として必要な経費です。具体的には、管理事務のために必要な施設借料、光熱水料、コンピュータ使用料、回線使用料、文房具等の汎用品、直接経費の対象とならない人件費、特許関連経費等に要する経費のうち、本件業務に要した経費として抽出・特定が困難なものが考えられます

一般管理費は直接経費に対して一般管理費率を乗じた額とします。その一般管理費率は、実施機関の規程または直近の財務諸表の一般管理費率と 10% を比較していずれか低い率とします。それらよりさらに下回る率を希望する場合は、その率を一般管理費率とします。なお、一般管理費率は小数点以下第 2 位を切り捨てとします。一般管理費率は、法人の種類等により算出方法が異なります。詳細については、実施機関の公認会計士、監査法人等に確認してください。

4. 支援対象外となる経費

- ・プログラムの目的・趣旨に合致しない経費
- ・負担対象費用の精算等において使用が適正でないと JST が判断するもの
- ・実施協定書、事務処理要領および実施機関の規程に従っていない経費
- ・実施期間中の取組に使用されない経費、実施期間外に発生した経費

以上